

日中一時支援事業について

丹波市では、障がいのある方（児童も含む。）の日中活動の場を提供し、家族の一時的な休息を確保することを目的とし、日中一時支援事業を実施しています。

1. 利用のための手続き

- (1) 日中一時支援事業利用登録申請書に必要事項を記載のうえ、市役所の窓口（支所等を含む。）まで提出ください。



- (2) 市役所から利用承認決定通知書が届いたら、利用が可能です。（利用の際には利用事業所に利用承認決定通知書を提示ください。）



- (3) 利用したい日の1週間前までに、利用したい事業所に直接空き状況を確認してください。（急な利用連絡のときや利用が多いときなどは、利用できない場合があります。）



- (4) ご利用後は、利用事業所が依頼される方法で所定の利用料をお支払いください。

2. 利用可能事業所（下表のうち利用したい事業所に直接連絡ください。）

事業所名	住所	連絡先	年齢・対応障がい条件等	
みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	0795-77-0094	全	全年齢対応 可
春日学園	丹波市春日町野村65-1	0795-75-1080	知	18歳以上対応 不可
春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	0795-75-0366	全	全年齢対応 可
ポプラの家	丹波市柏原町柏原4283-4	0795-73-0501	知	全年齢対応 可
Co-Coテラス	丹波市柏原町柏原5216	0795-88-5623	全	高校生まで対応可

【表内の記号について】

全…全障がいに対応可 肢…肢体不自由者対応可 知…知的障がい者対応可

※市外の事業所

…くれよん（多可郡多可町）、いちれつ学園（多可郡多可町）

ひのもと青年寮（多可郡多可町）、ホットホーム穏樹（西脇市）

丹南精明園（兵庫県丹波篠山市）

3. 利用料（利用された事業所に直接お支払いください。）

平成23年4月1日から

	市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護世帯
1回の利用が4時間以下	150円	無料	無料
1回の利用が4時間を超え 8時間以下	400円		
1回の利用が8時間を超える	650円		
入浴の利用（1回）	50円		
送迎の利用（片道）	50円		

4. お問い合わせ

〒669-3602 丹波市氷上町常楽211番地

丹波市役所 健康福祉部 障がい福祉課

TEL：0795-88-5262（直通）

FAX：0795-88-5283

